

令和8年6月15日開催

付議事件

1 第43号議案 自転車交通事故に関する和解について

○渡辺しょう委員長 付議事件1、第43号議案 自転車交通事故に関する和解についてを議題といたします。

本案について担当者から説明を求めます。お願いします。

○大塚 龍公園緑地課長補佐 ただいま議題となりました第43号議案 自転車交通事故に関する和解につきまして御説明申し上げます。本案は、令和7年2月10日に発生した自転車交通事故における相手方の負傷に関する慰謝料等につきまして、当事者間で合意いたしましたので和解をするものでございます。恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。

初めに、1の和解の相手方につきましては記載のとおりでございます。

次に、2の和解の内容につきましては、記載の（1）から（5）でございます。

（1）といたしましては、府中市は本件につき10割の過失責任を負うこと。

（2）として、相手方の損害は、国民健康保険による保険給付を含め金819万5,249円で、（1）の過失責任により、府中市は相手方に対し、本件に係る和解金として、保険給付を控除した金734万4,481円を支払う義務があることを認めること。

（3）として、相手方は、（2）の損害のうち、保険給付を受けた金85万768円に係る請求権について、国民健康保険法第64条第1項の規定により、保険者である府中市に帰属することを認めること。

（4）として、和解金は相手方の指定する預金口座に振り込む方法で支払うこと。

（5）として、府中市と相手方との間には、本件に関し、本和解に定める事項のほか、何らの債権債務がないことを相互に確認すること。

以上の5項目をもって和解するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、このたびの事故を受けまして、職員の事故防止につきましてはより一層の注意喚起を図り、事故防止の徹底に努めてまいります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○渡辺しょう委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御異議なしと認め、第43号議案は可決すべきものと決定いたしました。

2 第52号議案 府中市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○渡辺しょう委員長 付議事件2、第52号議案 府中市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当者から説明を求めます。お願いいたします。

○奥 恵 一下水道課長補佐 ただいま議題となりました第52号議案 府中市下水道事業の

設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。本案は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、議案書に基づき御説明いたしますので、恐れ入りますが、2ページをお願いいたします。

第6条の議会の同意を要する賠償責任の免除については、引用している地方自治法の一部改正により、同法第243条の2の8が第243条の2の9に繰り下げられることに対応した改正を行うものでございます。なお、こちらの改正による内容の変更はございません。

最後に、付則でございますが、この条例は令和8年9月24日から施行することを定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

- 渡辺しょう委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。稲津委員。
- 稲津憲護委員 御説明ありがとうございました。これによって内容自体が変わるものはないということで、それ自体は了解をいたしました。この議案に関しては特に反対するものではなく、賛成をすることでございますけれども、一つだけお尋ねしてみたいと思います。今回の内容に関わって、下水道事項の業務に従事する職員の賠償責任が10万円以上あった事例、または10万円以下の場合についての過去の事例、こういったものがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

- 渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。
- 奥 恵 下水道課長補佐 お答えいたします。こちら、令和2年度からこちらの条例をつくりまして、公営企業のほうに移行させていただいたところでございますが、それ以降については、10万円以上または10万円未満についても職員に賠償責任を求めた事例はございません。

以上でございます。

- 渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。稲津委員。
- 稲津憲護委員 分かりました。質疑は以上です。どうもありがとうございました。
- 渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。よろしいですかね。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 渡辺しょう委員長 ほかに御発言がないようですので、これより採決いたします。
お諮りいたします。本案については可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 渡辺しょう委員長 異議なしと認め、第52号議案は可決すべきものと決定いたしました。

3 陳情第6号 公園公衆トイレの改修促進についての陳情

- 渡辺しょう委員長 付議事件3、陳情第6号 公園公衆トイレの改修促進についての陳情を議題といたします。
陳情の朗読をお願いいたします。お願いいたします。
- 篠塚誠二議事課長 それでは、陳情文書表9ページを御覧ください。陳情人住所氏名は、府中市晴見町3-7-44、府中革新懇事務局長、丁 弘之さん。件名は、公園公衆トイレの改修促進についての陳情。
陳情主旨。本件につきましては、議会でも度々議論されてきました。直近では2024年の第2回定例会でからさわ地平議員が取り上げ、その模様が「市議会だより」321号（8月6日発行）に掲載されています。ここで議員の質問に都市整備部長が「街区都市公園などの公園トイレ66か所は、その多くで老朽化が進んでいるとともに、バリアフリー化

も図られていない。また、和式トイレのみとなっており、今後、建て替え需要があるものと見込んでいる」と述べ、続いて「建て替え工事は年3か所から4か所を想定しており、特に老朽化が進んだトイレは、おおむね10年以内に更新が図られるものと捉えている」。事実、その後の改修も年3か所から4か所となっています。これでは改修が終えるまで15年余となります。

御存じのように、全都の自治体が「公衆トイレ」施策の基本に据えています「東京都・生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」（2006年）は「公衆トイレは一般的に、5K（臭い・汚い・暗い・怖い・壊れている）と言われているが、そこからの脱却にとどまらず、設置場所や外観、内装も工夫し魅力的なトイレとする取組が必要」と述べ、「これに対する取組は社会の成熟度を示す指標」「トイレは、まちの共有財産、公共財産という性格を帯びており誰もが社会参加できるまちづくりを進めるための『核』である」と述べています。府中市でも「福祉のまちづくり条例」（2009年）と「施行規則」でこれを準用しています。

昨年春、全ての市立小・中学校のトイレが洋式、しかもウォシュレットになりました。都内でも文京区や豊島区などでは4から5年の短年度一気に改修を終えた実例があります。

以上の点を踏まえて、以下陳情します。

陳情項目。市内公園公衆トイレの改修を4から5年で終える計画を策定してください。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 陳情を提出された方がお見えになっておりますが、補足説明についていかがいたしましょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 それでは、陳情を提出された方から補足説明を受けるため委員会を休憩いたします。

○渡辺しょう委員長 建設環境委員会を再開いたします。これより質疑・意見を求めます。坂本委員。

○坂本けんいち委員 御説明ありがとうございます。2点伺います。陳情文には、「街区都市公園などの公園トイレ66か所」とあり、公園を限定しているようですが、現在、公園緑地課で管理されているトイレの個数と老朽化対策の進捗状況を改めて伺います。

2点目が、複数の改修を同時に行う場合の計画策定における課題についてありましたら伺います。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。お願いします。

○大塚 龍公園緑地課長補佐 それでは、初めに公園トイレの現在の状況でございますが、陳情文にございます街区都市公園などの公園トイレ66か所というのは、令和6年第2回定例会におきまして、一般質問の中で、街区公園、緑道、広場に限定した質問のされ方でありましたので、66か所と答弁してございますが、公園トイレにつきましては、全体の数としてお答えいたしますと、現時点で公園、緑道等のトイレは全99か所でございます。そのうち、令和7年度末までに28か所の整備を完了しておりますので、現時点で71か所の公園、緑地等におきまして、バリアフリーが未対応な和式便座となっております。

続きまして、計画の課題でございますが、現時点で71か所ございますバリアフリー未対応の老朽化した和式トイレを、効率的かつ適正な配置となるように改修していくためには、老朽化の進行状況や設備の不具合の状況、トイレの利用状況などを踏まえて優先順位を検討するとともに、遊具等のほかの公園施設の改修計画と併せて合理的に取り組めるように整理していく必要があるものと考えております。

また、府中市インフラマネジメント計画2025に定めるトイレの集約化、合同化の可能性の検討についても併せて対応していくためには、トイレ改修計画の策定が必要であると認識しておりまして、本市としてもその策定に向けて現在調査を進めているところで

ございます。

一方で、四、五年で行うところの課題に関しましては、財政負担の増加であったり発注、受注の両面における設計や施工体制の確保のほか、技術的な面としても、建築条件の整理や借地公園の対応など現実的には大きな課題があるものと認識しています。

また、トイレ改築に予算やマンパワーを集中させることで、同様に老朽化している遊具であったりフェンスであったり公園灯、街灯であったり、そういったものの工事へ与える影響なども考慮しながら、こちらの計画は立てていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。坂本委員。

○坂本けんいち委員 ありがとうございます。現在、公園緑地課のほうで管理しているトイレの個数と老朽化対策の進捗状況は分かりました。また、複数改修することによっての計画策定における課題についても分かりました。2回目の質問といたしまして、2点お伺いいたします。

公園トイレの設置及び改修にかかる費用について、1か所当たりの概算費用、また、過去3年間の工事費の実績について伺います。また、仮にこれが4年から5年の短期で終わる計画とした場合、年間どのくらいの個数が見込まれるのか、1点お伺いします。

2点目が、昨今の物価や人件費の高騰などが続く中で、今後の設置及び改修にかかる費用について、現時点での見解がありましたら伺います。お願いいたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いします。

○大塚 龍公園緑地課長補佐 初めに、公園トイレの1か所当たりの概算費用であったり工事費の実績でございますが、公園トイレの規模や配置場所、周辺整備の状況などが各公園によって異なりますので一概には申し上げられませんが、触知看板やトイレ周辺の整備などを含まれますと、1か所当たりの概算費用は5,000万円程度を見込んでおります。また、過去3年間の実績でございますが、ほかの公園内整備と併せて行ったトイレ改修工事は除きまして、トイレの改修工事として発注したものに限定させていただきますが、令和5年度は2か所で9,625万円、令和6年度は3か所で1億4,394万500円、令和7年度は3か所で1億4,190万円でございます。70か所を四、五年で行うとすると、大体年十数か所行うこととなりますので、1年当たり13か所ぐらいとして捉えたときに、1か所当たり5,000万円であることから、設計費抜きで年間で約6億5,000万円程度かかる見込みでございます。

最後に、昨今の物価高騰や資材調達の難航が続く中での着工時期や建築費用への影響でございますが、今年度のトイレ改修工事につきましては、既に契約事務手を済ませ、着工を開始しており、現時点では契約金額や着工時期への影響は少ないものと認識しておりますが、近年の物価高騰に加えまして、今般の中東情勢の流動的な変化を踏まえますと、引き続き状況を注視していかなければならないと考えております。いずれにしましても、公園トイレの改修時期につきましては、このような状況の中においても着実に実施していくとともに、府中市インフラマネジメント計画2025を踏まえまして改修計画を策定することにより、できる限りの更新期間の短縮に努めていく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。坂本委員。

○坂本けんいち委員 ありがとうございます。1点目の1か所当たりの概算費用、また、過去3年間の工事費の実績について、ありがとうございます。また、4年から5年の短期で終わる計画とした場合の年間個数も把握できました。

2点目の今後の設置改修にかかる費用について、現時点での見解については分かりました。

最後に、会派、公明府中を代表して意見を申し述べさせていただきます。本陳情には、

市内にある公園公衆トイレの改修を4年から5年という短期間で終える計画の策定が求められております。トイレの早期改修を目指すという趣旨自体は、市民の利便性向上の観点から理解できるものではありません。しかしながら、仮に全ての改修を4年から5年という短期間に集中させた場合、懸念が生じます。短期間での集中的な施工には極めて多額の財源が一度に必要となる点、また、同時期に改修を行うことで、将来的な修繕・更新時期も一斉に到来し、長期的なメンテナンス体制に支障を来すおそれがある点でございます。スピード感を持って事業を進めることは大変重要だと考えますが、各公園の既存のトイレの形状や設置状況、周辺環境の検討、改築するトイレの設定や設計など、工事発注に当たっても一定の時間を要します。このように、各公園の実績を見極め、段階的に施工していく計画こそが不可欠であると判断いたします。

以上の理由から、今後継続可能かつ計画を丁寧に行って進めるべきとの立場から、公明府中といたしましては、本陳情に対し不採択を主張いたします。

その上で、今後の公園トイレの設置、改修に当たっては、改めてしっかりとした計画を策定していただき、可能であればスピードアップも御検討していただきますよう要望させていただきます。

以上です。ありがとうございます。

- 渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。よろしいですか。秋山委員。
- 秋山としゆき委員 ありがとうございます。今、坂本委員の質疑で、状況についてはよく分かりました。私は特に質問はございませんが、市民の皆様が利用される公園トイレの改修については、私ども市政会のほうでも、会派要望として、スピード感を持って進めていただくこと、これは要望させていただいております。
その上で申し上げますが、今、市の財政負担等々の課題ということもよく分かりましたし、市民の皆様が公園を安全に利用していただくには、先ほど御答弁にもありましたが、遊具や街灯等のそういった整備も併せて進めていく必要があると思います。そういった意味で、この陳情の内容、陳情項目につきましては、四、五年で改修ということの内容であります。スピード感を持って改修していただきたいということは共感するところはございますが、先ほどの課題等々を考えますと、四、五年というのは府中市にとっても負担があると思いますし、そのほかの整備についても併せて検討していく必要があると思いますので、この陳情については不採択を申し上げたいと思います。
- 渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。野口委員。
- 野口なかお委員 ありがとうございます。細かく説明をしていただきまして、少しずつ内容が見えてきたかなと思います。ちょっと難しいかもしれないんですけど、一つだけ。15年の計画、15年かければ終わるという計画ができると想定されているということなんですけれども、これを3倍のスピードぐらいで、四、五年で終わるということで、今建築中のもので、値上げによって予算がどんどん、どんどん変えられていってしまうみたいなこともあると思うので、市の考えとして、物価高があるので、こういうふうな早めに、簡単に言うと安いうちにやって、少しでも予算を先に、増えてしまうような予算を早くやって少し抑えていくみたいな、そういうイメージというのは考えたことがあるのか、お聞きしたいと思います。
- 渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いします。
- 大塚 龍公園緑地課長補佐 まず、物価高に対する影響をこの計画の中で考えていくかというところでございますが、今現在は、直近の物価高が将来どうなっていくかというところを見据えての計画を立てようとしているところではございませんで、トイレ改修に係る計画を今後策定していく中では、物価高というところではなくて、改めて年単位で対応可能な箇所数、年何件できるかという対応可能な箇所数を検討するとともに、例えば、今大きな公園とか利用状況が多い公園とかを多く対応しているので、大きめのトイレをやることによって期間や金額が多くなってきてしまっておりますが、例えば小規模トイレの対応を、この後残っているところで集中させるとか、そういうことでペース

を速める努力ははしていけるのかなとは考えています。

また、府中市インフラマネジメント計画2025に定めているとおり、集約化などの可能性も考慮することとしているため、こういった考えを踏まえますと、現在のペースで改修を定めたと仮定した場合のおおよそ15年とか20年と言われる期間よりも事業の完了は早まるものだと認識しております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。野口委員。

○野口なかお委員 ありがとうございます。この陳情によって議論が少しできたということと、ちょっとずれてしまうのかもしれないんですけど、先日、市民の声で、ある小学校の体育館のトイレがひどい状態だったということで、中に入ることはできなくて実際には見られなかったんですけど、写真なんかで見せてもらって、それが改修していただけたことがあったんですけど、なので、何でずれるかということ、私個人で何かできるというか、市と協力して何かできるとすれば、改修を予定していないトイレを回って、簡単に言うと、ひどいようなところから少し一緒に何かできることがあればいいかななんてこの陳情を通して考えました。

なかなか難しい問題だと思いますが、物価高、これからどんどん、どんどん、止まるとはなかなか考えられないので、先ほどいろいろと工夫をしていただけたようなことがあるので、この陳情はすごく意味があったかなと思っております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございますか。稲津委員、お願いします。

○稲津憲護委員 質問等はございません。うちの会派としての意見を表明させていただきたいと思っております。

陳情文にもあったように、過去、にしみや幸一議員また手塚としひさ議員も公園トイレについては一般質問をこれまでも行っておりましたし、以前も丁さんからいただいていた陳情、駅前の部分についてもいろいろ取り上げて努めておりました。今のやり取りを聞いて、市のほうとしても計画を持つことの必要性については認識していただいているということで、その点についてはぜひ進めていただきたいなと思っております。

陳情文のところに記載されている陳情項目ですけども、四、五年で終える計画を策定してくださいということで、これ自体を、じゃ、いつから四、五年での計画を策定するかということまでは書いてないんですよ。だから、ある意味、厳密に言えば、例えば、3年、5年かけて四、五年の計画を立てるという、そういう思いも含まれているのかなということを考えれば、この陳情に対しては、やはり市民ニーズの高い部分でございますから、公園トイレ、また公衆衛生上もこれは非常に重要な部分を占めるものでもあると捉えますので、私ども市民フォーラムとしては、この陳情については採択を主張いたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。副委員長、お願いします。

○山本真実副委員長 建設環境委員会には本会派から出席をしておりませんので、意見だけ言わせていただきます。

結論から言うと不採択を主張したいのですが、まず、今までの質疑からも分かるとおりに、私も含めて複数の議員がトイレの改修を前に進めてほしいという意見は出してきたと同時に、やっぱり配置や適正化等々、防災機能も含めて、着実に計画を進めているといったところは理解をしておりますし、職員たちもそのように進めていると認識しています。

こちらの陳情文に、汚い、臭いと書いてありますが、これと改修とは直接的な関連は必ずしもということでは言えないのではないかと、維持管理の問題であるので、改修の必要性は必ずしも一致しないということと、また、公衆トイレに関しては、和式がいいという女性の意見もあるということ、ここで一つお伝えさせていただ

きたいということがあります。御自宅のトイレは洋式がいいけども、公衆トイレは和式がいいという方もいらっしゃるという意見でございます。

こちらの例に出していただいている豊島区とは、また府中の住環境は違いますので、ちょっと言い方はあれですけども、豊島区は公園トイレで何かがあるかもしれないという問題が起きてのことだと思うので、また、治安の関係で、府中市の実情を見据えての策定をしていってほしいということで、四、五年ということも非現実的な部分もあるのじゃないかなという思いもありまして、自由クラブとしては不採択を主張いたしません。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございますか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。採決に御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○渡辺しょう委員長 挙手少数であります。よって、陳情第6号は不採択にすべきものと決定いたしました。